

SAICMに係る 国内外の動向について

平成24年11月22日

環境省環境保健部環境安全課

SAICMに係る国際動向

SAICMの内容

SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ
(**S**trategic **A**pproach to **I**nternational **C**hemicals **M**anagement)

目標

- ・2020年までに化学物質が人の健康や環境への著しい悪影響を最小化する方法で生産・使用されるようにすること

主な内容

- ・科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進等を進めることを定めたもの。

SAICMへの対応(経緯と今後の見通し)

- ・2007(H19)年5月 アジア太平洋地域会合(バンコク)
- ・2009(H21) 第2回ICCM

SAICMの実施状況のレビュー

- 先進国の更なる化学物質管理
- 途上国支援・資金措置
- 製品中化学物質、ナノ材料等
新規の課題への対応

各国、国際機関等における
更なる取組を決定

- ・2009(H21)年11月 2011(H22)年9月:
アジア太平洋地域会合(北京)
- ・2009(H21) ~ 2012 (H24) 議長団会合(複数回)
- ・2011(H23)年11月 第3回ICCM準備のための公開作業部会
- ・2012(H24)年9月 第3回ICCM
- ・2015(H27) 第4回ICCM
- ・2020(H32) 第5回ICCM

SAICM実施状況をフォローアップ

➡ 2020年までに化学物質が健康・環境に与える著しい影響を最小化

第3回国際化学物質管理会議 (ICCM) の概要

会議期間: 2012年9月17日 ~ 21日

場所: ナイロビ(ケニア)

主催: 国連環境計画 (UNEP)

出席者: 世界各国政府代表、関係国際機関、産業界、非政府機関等約120カ国、約550名が参加。我が国からは、環境省(戸田英作 環境省環境リスク評価室長ほか)、外務省、厚生労働省、経済産業省の担当官が出席。

主な議題:

- ・ SAICMの実施
 - SAICMの実施、点検及び更新に関する評価とガイダンス
 - 実施のための資金・技術支援
 - 化学物質管理に係る国際条約・国際プログラムの実施及びそれらの整合性
 - 国内の化学物質管理能力の強化
 - 新規の課題及びペルフルオロ化合物(PFC)の管理と安全な代替物質への移行
 - 「新規の課題」に追加して取り組むべき課題
- ・ 国際機関との協力
- ・ 事務局の活動と予算 等

第3回ICCMの成果

- SAICMの実施状況のレビュー
 - 2020年目標達成に向けた実施のための着実な努力が様々な主体により進められている一方、途上国では実施のための能力が欠如しており、資金・技術支援が引き続き必要であるとの指摘。
- 「新規の課題」等
 - 第2回ICCMで採択され、国際的に議論が進められている「新規の課題」([1] ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、[2] 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質、[3] 製品中化学物質及び[4] 塗料中鉛) 及び[5] ペルフルオロ化合物(PFC)の管理と安全な代替物質への移行に関する今後の活動について決議。
 - 内分泌かく乱物質を新たに「新規の課題」へ追加することについて合意。
- SAICM国内実施計画策定の報告
 - 我が国から、2020年目標の達成に向けた今後の戦略を示すものとして、本年9月にSAICM関係省庁連絡会議において策定したSAICM国内実施計画について報告。

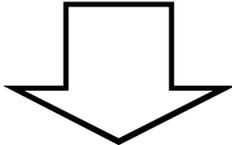
SAICM国内実施計画

SAICM国内実施計画(平成24年9月11日策定)の概要

【化学物質管理におけるこれまでの取組と課題】

- SAICMに沿った国際的な観点に立った化学物質管理の推進
 - 環境分野(環境基本計画、化審法、化管法など)、労働安全衛生、家庭用品の安全対策などそれぞれの分野における化学物質管理を実施
- 一方で、化学物質の安全性に対する国民の不安への対処、リスク評価・管理における各種取組の一層の連携・強化などが求められている。

〔 様々な主体の関与 (化学物質と環境に関する政策対話における議論) 〕



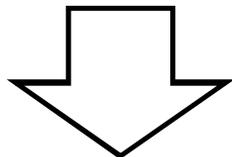
〔 国民各層の意見反映 (パブリックコメントの実施) 〕

SAICM国内実施計画 < 包括的な化学物質に関する今後の戦略 > 策定

< 策定主体: SAICM関係省庁連絡会議 >

- 科学的なリスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

〔 2015年に開催予定のICCM4に先立ち、実施状況の点検と結果の公表 〕



〔 ICCMにおける議論等に対応し、必要に応じて、国内実施計画を改定 〕

WSSD2020年目標の達成へ

S A I C M国内実施計画～6つの柱～

具体的な取組事項(1)

～6つの柱～ 具体的な取組事項

- (1) 科学的なリスク評価の推進
- (2) ライフサイクル全体のリスクの削減
- (3) 未解明の問題への対応
- (4) 安全・安心の一層の促進
- (5) 国際協力・国際協調の推進
- (6) 今後検討すべき課題

(1) 科学的なリスク評価の推進

科学的なリスク評価の効率的な推進と新たな手法の開発・実用化

- 化学物質審査規制法・農薬取締法・労働安全衛生法に基づく取組の実施
- QSARやカテゴリーアプローチの活用
- POPsや重金属等のモニタリングの実施
- 環境目標値の設定、環境目標値設定に当たっての定量評価手法の高度化 等

(2) ライフサイクル全体のリスクの削減

リスク評価の結果に基づくリスク低減措置の一層の推進

化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減と様々な手法の適切な組み合わせ

- 化学物質審査規制法・労働安全衛生法・家庭用品規制法に基づく取組の実施
- 環境への排出対策
- PRTR制度の運用
- 製品のリサイクル又は廃棄段階等に関する取組
- 事故等・災害時等の対応 等

具体的な取組事項(2)

(3) 未解明の問題への対応

予防的取組方法の考え方に立った取組が必要な以下の問題をはじめとする未解明の問題への的確な対応

化学物質のばく露が脆弱な集団や感受性の高い集団の健康への影響に留意した取組

- エコチル調査
- 化学物質の内分泌かく乱作用への対応
- 化学物質の複合影響に係る検討
- ナノ材料への対応
- 微量な化学物質による健康影響に関する調査研究 等

(4) 安全・安心の一層の促進

化学物質に係る安全・安心確保の基盤としての各種のモニタリング等の継続した実施

- 各種の環境調査・モニタリングの実施
- リスクコミュニケーションの一層の推進
- 製品中の化学物質に係る取組の推進 等

具体的な取組事項(3)

(5) 国際協力・国際協調の推進

SAICM に沿った関係省庁が連携した国際的な観点に立った化学物質管理と国際的な SAICM の実施への貢献

- POPs条約に基づく取組の推進
- OECD等への参加
- エコチル調査に係る国際連携
- アジア地域との協力 等

(6) 今後検討すべき課題

様々な話題については、その緊急性・社会的必要性を考慮しながら、様々な主体が参加し意見交換などを行う場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論等も踏まえ、優先度をつけながら検討し、実施可能なものからの速やかな実施

- SAICMの新規課題(製品中の化学物質、ナノ材料、e-waste、塗料中の鉛)への対応
- シックハウス問題への対応
- バイオサイド 等

SAICM:採択までの流れ (参考1)

- 1992年 地球サミットで「アジェンダ21」採択
(第19章:有害化学物質の管理)
- 1994年 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム設立
- 2002年9月 持続可能な開発に関する世界首脳会議のための
実施計画
 - 予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づきリスク評価手順と科学的根拠に基づきリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
2005年までにこのための戦略的アプローチ(SAICM)を策定することを決定
- 2003～2005年 3回の準備会合、世界5地域における地域会合等
- 2006年2月 国際化学物質管理会議(ICCM)において
SAICMを採択

SAICMの3つの文書

1. 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

世界の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要とし、2020年目標の確認、子供、胎児、脆弱な集団の保護、情報知識を公衆に利用可能とすること、国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中へのSAICMの統合等が盛り込まれている。

2. 包括的方針戦略

SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

3. 世界行動計画

SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

SAICMへの我が国の対応 (参考3)

国内対応

- ・各種個別施策を推進(化審法改正、化管法見直し等)
- ・関係省庁連絡会議の設置
- ・環境基本計画に2020年目標及びSAICMを位置付け
- ・SAICM国内実施計画の策定(2012年9月11日)
- ・化学物質と環境に関する政策対話

国際的な対応

- ・アジア太平洋地域の代表としてICCM副議長
- ・クイックスタートプログラム(QSP)に対応してタイ及びブータンを支援
- ・新規の課題「ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料」、「製品中化学物質」、「電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質」、「塗料中の鉛」等に関するワークショップなどの活動に参加。